

第7期土岐市障がい福祉計画・第3期土岐市障がい児福祉計画策定業務委託 公募型プロポーザル実施要項

1. 業務の目的

国や県の障がい福祉施策の動向、土岐市の障がい者をめぐる環境やニーズの変化を把握し、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の見直しを行い、土岐市における新たな障がい者施策の基本的方向・実施施策や障がい福祉サービスの目標量を定める、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を策定することを目的とする。

については、委託業者の選定にあたり、実態調査・計画策定を効率よく・効果的に行うため、豊富な経験と専門的な知識・技術を有する業者から提案された企画提案書等を一定の基準により評価・選定する公募型プロポーザル方式による書類選考を実施し、契約を締結する候補者を選定するものである。

2. 業務の内容

(1) 業務名称

第7期土岐市障がい福祉計画・第3期土岐市障がい児福祉計画策定業務

(2) 業務の内容

別紙仕様書の通り

(3) 委託期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）までとする。

(4) 業務価格の上限

本業務にかかる概算業務価格の上限は下記のとおりとし、提出された企画提案書と見積書をもとに、最も評価の高かった者を優先交渉者とし、契約締結に向けて交渉する。

5, 547, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 担当課

土岐市役所福祉課（担当：落合）

〒509-5192 岐阜県土岐市土岐津町土岐口 2101 番地

電話：0572-54-1350（直通） FAX：0572-54-3329

E-mail：fukusi@city.toki.lg.jp

問合せについては、土日、祝日を除く平日午前8時30分から午後5時15分まで受付。

4. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

- (1) 土岐市指名競争入札名簿（物品購入・役務提供等）に登録されていること（プロポーザル参加申込書提出期限までに登録した法人も認める）。ただし、参加資格確認後であっても、

契約締結までの間に、参加資格を欠くような事態が発生した場合には失格とする。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (3) プロポーザルの参加申込時点で、国税及び地方税の滞納がない者。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的としない者、暴力団又はその構成員の統制下でない者。
- (5) 企業としての個人情報保護等に関する公的資格である JISQ15001（プライバシーマーク取得）に審査登録されていること。

※作業着手前にそれを証明する書類（認定証の写し）を発注者に提出するものとする。

5. 実施スケジュール

予 定	日程・締切り	提出書類
実施要項等の公表	令和 5 年 4 月 7 日（金）から	
質問書の受付期間	令和 5 年 4 月 7 日（金）から 令和 5 年 4 月 13 日（木）午後 5 時まで	様式 7
質問書の回答掲載予定日	令和 5 年 4 月 19 日（水）	
企画提案書等の提出期限	令和 5 年 4 月 28 日（金）午後 5 時まで	様式 1～6
一次審査（書類審査）	令和 5 年 5 月上旬	
二次審査（プレゼンテーション）	令和 5 年 5 月 11 日（木）予定	
結果の通知及び公表	令和 5 年 5 月下旬	
契約締結	令和 5 年 5 月下旬	

6. 参加申込

(1) 提出資料

- ア 参加申込書（様式 1）
- イ 事業者概要（様式 2）
- ウ 業務実績（様式 3）
- エ 従事予定者の経歴（様式 4）
- オ 企画提案書（様式 5）
- カ 見積書（様式 6）

(2) 提出方法

担当課へ持参又は郵送（受付期間及び時間内に必着とし、配達完了を確認できる書留郵便とする。）により提出すること。

(3) 提出部数 正本 1 部 副本 7 部

(4) 受付期間

令和 5 年 4 月 7 日（金）から令和 5 年 4 月 28 日（金）までの土日、祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。

7. 企画提案書の作成について

体裁はA4判縦・横書きで統一すること。A3判の折込み使用も可とする。

枚数の制限はしないが、提案内容は別紙仕様書を踏まえたものとし、次の事項を含むものとする。また、独自提案があれば記載のこと。

- ・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定にあたっての実施方針
- ・本業務に必要となる業務項目と内容
- ・実態調査についての基本方針と作業方法
- ・計画策定についての基本方針と作業手法
- ・本業務のスケジュールと役割分担
- ・本業務実施体制
- ・社内の情報セキュリティ体制及び個人情報の取扱いについて

※企画提案書における留意事項

障がい福祉制度に係る指針や国の動向、社会情勢の変化、土岐市福祉関連計画を踏まえること。

8. 審査について

(1) 審査方法

選定は、提出書類をもって書類審査及びプレゼンテーションによる選考審査を実施し、選定委員によって総合的に優秀であると認められた者を選定する。

(2) プレゼンテーションによる選考審査

一次審査（書類審査）に合格した者に対して二次審査（プレゼンテーション）を実施する。

- 1 参加者の持ち時間は、説明（15分）、質疑応答（10分程度）とする。
- 2 説明者は本業務の主担当者とする。
- 3 プロジェクター、スクリーンは本市が用意するが、その他の機器（パソコン等）が必要な場合は、参加者が準備すること。プロジェクターを使用する参加者は、プレゼンテーションの前までに担当課へ連絡すること。
- 4 プレゼンテーション当日に、追加資料等の配布は認めない。

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、後日、参加者全員に書面によって速やかに通知する。

(4) 優先交渉者の決定

審査の結果、最も評価の高かった者を優先交渉者とし、契約締結に向けて交渉する。
交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合、次点の業者を優先交渉者とする。

9. 質問について

質問がある場合は期限までに質問書（様式7）をメール又はFAXにて担当課に提出すること。電話や口頭での質問は一切受け付けない。

- (1) 期限 令和5年4月13日(木)午後5時までに必着
- (2) 照会先 上記の3の担当課
※メールの際は、标题を「計画策定業務質問書」とし、FAXの際は、必ず担当課へ送信した旨連絡すること。
- (3) 質問の回答は、令和5年4月19日(水)に市のホームページに掲載する。質問者の事業者名や氏名等は公表しない。

10. その他

- (1) 各種書類の提出後における修正又は変更は認められない。
- (2) 企画提案に要する経費については、提案者負担とする。
- (3) 提案のあった企画提案書等については、審査結果にかかわらず返却しない。
- (4) 審査結果の内容等に対する質問は受け付けない。
- (5) やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取り消す場合がある。この場合において、プロポーザルに要した費用等については、一切土岐市に請求することはできないものとする。